

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：パレスチナ西岸地区消防機材整備計画準備調査  
(QCBS)

調達管理番号：22a00658

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月16日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年11月16日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パレスチナ西岸地区消防機材整備計画準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年2月～2023年11月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：[Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp](mailto:Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月22日 12時

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	企画競争説明書に対する質問	2022年11月30日 12時
3	質問への回答 11月22日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年11月28日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2022年12月5日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年12月9日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年12月23日10時
10	評価結果の通知日	見積書の開封から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼くだ

さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。  
（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛  
CC：担当メールアドレス）
- 3）提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記4.（3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (4) 提出書類

### 1) プロポーザル・見積書

## (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

#### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の 80% を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の 80% を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の 80% を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 1 1. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力  
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設  
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され  
ます。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パレスチナ西岸地区消防機材整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 事業の背景

パレスチナ自治区（以下、パレスチナ）のヨルダン川西岸地区では、火の不始末や放火、家電事故等を主な原因として年間約10,948万件の火災が発生している。人口1,000人あたりの火災件数は3.6件であり、これは世界平均の2.4件を大きく上回っている（International Association of Fire and Rescue Service、2021）。また、火災に伴って2020年には住居575軒、車両580台等の被害が発生している（内務庁情報）。一方で、パレスチナ自治政府（以下、パレスチナ政府）の慢性的な財政不足による消防車両の不足と老朽化は、適時・適切な消火・救助活動を妨げ、被災規模を拡大させる要因となっている。

地域別に火災の発生件数を見るとジェニン県が最も多く、次いでトゥルカレム県、ラマッラ・アル=ビーレ県となっており、3つの県を合わせると5,335件と西岸全体の火災発生件数の半数を占める。一方で当該地域における消防車両の老朽化は激しく、上記3県の19箇所の消防署が保有する消防車全30台の内、50%は稼働開始から20年以上経過しており、ポンプ、エンジン、クラッチ等の車両トラブルが頻発している。また、半数以上の消防署は、消防車両を1台しか保有していないことから、当該車両が故障または整備中の場合、近隣の消防署への応援要請が必要となり、迅速な消火・救助活動ができない状況が発生している。

パレスチナ政府は、国家開発アジェンダ（2016年12月）の中で優先課題の1つとして「強靱なコミュニティづくり」を謳っており、その実現のために「災害対応と危機管理の能力を強化」するとしている。この政策の下、消防車両の更新・拡充による消火・救助活動能力の強化が優先度の高い事業として位置づけられている。

かかる状況の下、パレスチナ政府内務省消防・災害救急局は、新規消防車両を配備することで消火・救助活動にかかる課題解決を図ることを目的として、我が国に無償資金協力の要請を行った。これを受けて本調査は、本事業の必要性及び妥当性を検討した上で、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計の実施並びに概算事業費の積算を行うことを目的とする。

### 第3条 事業の概要

#### (1) 事業目標：

本事業は、緊急性の高いパレスチナ西岸地区3県において、消防車両等を整備することにより、消火・救助活動能力の改善を図り、もって行政サービスの向上及び災害リスクの軽減に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容：

協議を通じて想定されている事業内容・規模は以下のとおり。本調査を通じて、事業の妥当性及び日本側予算の状況を確認の上、事業内容・規模を設定する。

##### ① 機材の内容

消防機材（車両及び資機材）の調達（水槽付消防車（3,000L、ダブルキャビン）15台等）

##### ② コンサルティングサービスの内容

詳細設計、入札補助、調達監理、維持管理に係る技術支援等

#### (3) 対象地域（サイト）：

ジェニン、トゥルカレム、ラマッラ・アル=ビーレの3県。

#### (4) 関係官庁・機関

実施機関：内務庁消防・災害救急局

(Palestinian Civil Defense (PCD), Ministry of Interior)

#### (5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他開発パートナー等の援助活動

##### ① 我が国の援助活動

2001年に無償資金協力「西岸地域消防機材整備計画」として、化学消防車12台、はしご車1台、救助工作車2台の整備を支援している。また、過去にはヨルダンにおいて第三国研修「消防および救急救助技術」（2006～2009年）、「消防技術」（2012～2014年）をパレスチナ政府に対して実施済み。さらには、シンガポールと共催の国別研修「災害リスク削減とマネジメント」（2017年度）や本邦研修「災害に強いまちづくり戦略」（2018年度）も実施済である。

##### ② 他開発パートナーの援助活動

USAIDは2012年に20台の消防車両を、また、2017年に6台の小型救助工作車・2台の梯子車を供与済み。EUは2016年に12台の消防車両を供与済み。

### 第4条 業務の目的

本業務は、無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 第5条 業務の範囲

本業務は、パレスチナ政府から要請のあった「消防機材整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務（調査）の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がパレスチナ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### （1）現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査を1回、及び②報告書案をパレスチナ側関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を1回、の合計2回の現地調査を予定している。各調査の要点は以下のとおり。

#### ① 概略設計調査

整備予定機材の妥当性・対象地域におけるサイト状況の確認、現地調達事情等の情報収集を行う。また、パレスチナ政府及び消防関係機関からの情報収集、協議を行うと共に、右結果を踏まえた本事業に対する先方実施機関の意向を確認し、対象消防拠点・整備機材の優先順位、それに基づく事業規模を特定する。さらに、概略設計、概略事業費の積算、税金情報の整理、評価指標案の検討等、最終報告書案の作成に必要な調査、協議、情報収集を行う。特に、評価指標については、現在の指標案の妥当性について再検討するとともに、現地の災害統計や先方実施機関の業務目標数値など、調査完了後も先方実施機関にて継続的に測定可能なデータを活用することを考慮する。さらに、車両の整備に関する直接的な運用指標だけではなく、事業の効果を表す指標設定も積極的に検討、提案する。なお、事業実施中に想定される各種リスクは、本調査にて対応策を検討し、そのコスト等や手法も明確にする。

#### ② 準備調査報告書案説明調査

概略設計調査及び国内解析・積算を踏まえた事業概要につき、パレスチナ政府に説明し、合意を得ることを目的とする。

なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

### （2）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時 JICA と協議する。

なお、特に以下の4つの段階においては、JICA が開催する会議に出席し、内容を確認する。

- ① 第一次現地調査前（概略設計調査）：現地調査における調査対処方針、調査計画等を確認する。
- ② 第一次現地調査帰国時（概略設計調査）：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。これを基に、協力コンポーネントの骨子を協議、確

認する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。さらに、必要に応じてソフトコンポーネントの内容がソフトコンポーネントガイドラインに鑑みて適正な内容になっているか協議、確認する。

- ③ 第二次現地調査（準備調査報告書案説明調査）派遣前：計画の内容をとりまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。
- ④ 第二次現地調査（準備調査報告書案説明調査）派遣後：先方実施機関と合意済の「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を報告する。

### （３）類似案件の既存資料・情報の活用<sup>2</sup>

消防機材の必要性・妥当性の検証等に当たっては、パレスチナ自治区に過去２回（1997年、2001年）同様に無償資金協力で実施している消防機材整備計画の内容及び、その他の無償資金協力「アルメニア国エレバン市消防機材整備計画」、「アルメニア国消防機材整備計画」、「モルドバ共和国消防機材整備計画準備調査報告書（先行公開版）」の報告書など既存資料を十分活用し、調査の効率化に努める。また、これら案件の事後評価からの教訓を整理し本事業に反映する。特に、社としてのグッド・プラクティスや教訓があればこれも活用する。また、イスラエルを通過する場合を含めた輸送手続き、免税手続き、緊急時の出国手続き等については「パレスチナ廃棄物管理に関する収集及び運搬の改善計画 協力準備調査報告書」等の類似調査を参照、また必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することで情報を包括的・網羅的に収集する。

### （４）当該地域の自然環境状況、災害状況、消防体制等の確認

本事業では、地域別の火災の発生件数が多く消防体制強化の必要性が高いと認められる、ジェニン県、ラマッラ・アル=ビーレ県、トゥルカレム県の合計３県を対象地域とすることを想定している。

本事業の対象地域は降雨量が多いため、その特性から洪水の発生頻度も高く、自然災害への対応も考慮する必要がある。また、当該地域の火災を含む自然・人的災害に対する災害対策等の特性や傾向も確認する。

併せて、自治区消防防災計画・戦略や人口及び住宅数等の指標、自然災害への脆弱性、機材更新（リプレイス）ニーズ、機材使用目的、他ドナー及び開発パートナーの支援状況と対象地域（既に機材の管理体制が整備されているか）、機材を使用するための水利状況（消火栓の整備比率）及び道路状況等も確認を行う。加えて、関連法令、規則、災害統計、消防体制（人員配置、技術レベル、教育・訓練、予算等）ならびに消防活動の部隊体制、消防戦略等も踏まえた上で、より適切な消防体制の有り方を考慮し機材計画を行う。

### （５）調達機材の設計

消防車両については、特殊機器も含まれるため、同機器の調達の妥当性や対象地域の維持管理体制、また対象地域に適した機材仕様となるよう留意する。その際、主に都市火災に対応する機材を中心に仕様の検討が行われる想定ではあるものの、対象地域には未舗装地域があることや、消防車両の走行が可能な道幅、車両高さ制限、道路と橋梁の荷重制限なども考慮して検討する。

また、先方要望内容では、水槽付消防ポンプ車（3,000L）15台が中心となっているが、対象地域では一般的に水槽付消防ポンプ車及び水槽車等を活用する消防戦術をとっていることを鑑みて、本調査を通じて同機材の調達の妥当性などを十分確認し、水槽

<sup>2</sup> 類似案件の既存資料・情報を活用してプロポーザルで提案すること

車等のその他の車両が必要と思われる場合は、調達内容について再考して、導入車両を検討する必要がある。

なお、車両や資機材等を調達するにあたっては、想定される車両や資機材の仕様が、現地で活用されている既存の機材や消火栓の規格と異なる可能性があり、その点を十分留意したうえで調達機材を設計することが重要である。特に、日本製機材がパレスチナの規格に適するか、また適さない場合は機材のカスタマイズ方法を確認する。加えて、整備後の機材のメンテナンス・修理方法、また必要な初期操作指導・運用指導を含むソフトコンポーネントの内容・規模感についても本調査にて確認する。その際、調達機材の安全性確保と、機材整備後に修繕が必要な場合のメーカー保証を確保する必要があることから、調達機材のカスタマイズ及び加工は、メーカー社で対応できることを前提に調達機材の選定を行う。

特に、車両のシャシ部分と艀装部分の維持管理については、切り離して考える必要があることから、調達段階からパレスチナの最新の排出ガス規制や流通している燃料の性状等を調査のうえ、持続可能な維持管理体制を構築できるように考慮する必要がある。

#### (6) 対象消防拠点・整備機材の優先順位、事業規模の検討及び協議

上記「(1) ①概略設計調査」のとおり、第一次現地調査では対象消防拠点・整備機材の優先順位、それに基づく事業規模を先方実施機関と合意することとしている。そのため第一次現地調査前に、入手可能な情報を踏まえ、優先順位を検討する基準を整理することとする。なお、第一次現地調査後に行われる本邦外務省との協議に際し、先方実施機関と合意した優先順位・事業規模案を基に対象消防拠点・整備機材を確定する予定である。同確定結果を踏まえ、設計・積算を進め、第二次現地調査においてパレスチナ側実施機関との合意形成を行う予定である。

#### (7) パレスチナ側実施体制、運営・維持管理体制

機材整備後に必要になる運営・維持管理に関し、予算・体制の観点を含め、パレスチナ側関係機関に確認を行う。また、実施機関が円滑かつ持続的に運営・維持管理が行えるような計画・設計とし、必要な留意事項や提言を取りまとめる。

#### (8) 環境社会配慮

本件実施による住民移転などは発生せず、必要な土地収用もないことが確認されている。このため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)上、環境及び社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリーCに分類される。本調査では、改めてカテゴリー分類を確認する。

#### (9) パレスチナ側負担事項

- ① 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されているパレスチナ側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時にパレスチナ側実施機関へ明確に説明する。
- ② パレスチナ側負担事項(便宜供与、施設の増設(整備車両が格納可能な車庫等)、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

- ③ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際のパレスチナ側負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。
- ④ パレスチナ側負担事項については、パレスチナ側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側と十分に協議を重ねた上で検討する。

#### (10) 税金情報等の収集・整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの機関によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用（通関手数料、港湾保管料等）、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国・地域における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また日本国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は JICA（パレスチナ事務所）にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA と協議し、JICA が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA と確認する。調査終了時には必ず JICA へ報告する。なお、調査結果については「免税情報シート」にまとめ、データにて提出する。

#### (11) 案件の効果を最大化するための方策の提案

2009 年に実施された無償資金協力「アルメニア国エレバン市消防機材整備計画」では、課題別研修への参加が事業を実施する良い土壌づくりとして重要との教訓を得た。よって、本調査においても幹部職員の技術指導等、案件の効果を最大化するための方策を実施機関と協議のうえ、提案する。

#### (12) 総務省消防庁からの技術支援

本件実施においては、現地調査に際して、総務省消防庁団員の参団は困難だが、本邦における主要会議出席、報告書に対するコメントなどの技術支援を受けることに同意を得ている。本邦における各会議、報告書作成段階において必要に応じて同庁の支援を仰ぐため、それを踏まえたスケジュールを立てることとする。

#### (13) 治安を考慮した業務実施への配慮

パレスチナは治安が悪く危険な状況の地域もあり、活動に際しては十分な警戒が必要である。このような地域で業務を行う場合、JICA 事務所のブリーフィングや安全対策アドバイザーの助言、関係官公庁・機関からの情報収集等により、当該地域における政治的背景、対立構造、その要因等について、調査関係者全員が共通して十分理解したうえで活動を行う必要がある。

## 第7条 業務（調査）の内容

「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施すること。

### (1) 国内事前準備

- 1) 要請書および関連資料を解析・検討し、事業の全体像を把握する。
- 2) 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。<sup>3</sup>
- 3) 事業規模の検討に際して必要となる情報について、国内で入手可能な情報等を収集し、対象消防拠点・整備機材の優先順位を検討する基準を整理する。<sup>4</sup>
- 4) 調査全体方針、方法及び作業計画ならびに協力計画案を検討する。
- 5) 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。<sup>5</sup>
- 6) 上記1)～5)の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) 第一次現地調査

#### 1) インセプション・レポートの説明・協議

JICA 調査団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。なお、今回実施機関となるPCDに対して、制度や双方の役割分担などについては十分に説明をし、理解を得ること。

#### 2) 事業の背景・経緯の確認

パレスチナ政府関係者と協議を行い、事業の背景、現状、課題、目的、内容を確認し、本事業の必要性、裨益効果等の観点から無償資金協力としての妥当性を検証する。特に、以下の各点について確認を行うこととする。

- 本事業とパレスチナの開発計画等の上位計画、重点分野との整合性
- 関連する法制度（消防法、建築基準法、救助法など）、政府予算中期計画
- 消防・消火に関する体制・インフラ
  - 消防・防災に係る体制（消防署数、担当消防地区、通報システム）
  - 消防水利（貯水池・消火栓・防火水槽設置などの人口水利と河川・湖沼などの自然水利状況）
  - （山火事など）防災啓蒙活動の体制と現状
  - 防災施設・アクセス、道路・橋などのインフラの耐久性（荷重制限）など
  - 事業所、集合住宅の消火計画、避難訓練
- 日本の消防機材、消防体制への理解

#### 3) 類似分野における他ドナー・機関の援助動向の調査（現状調査、教訓抽出等）

過去および実施中の類似案件の内容を把握し、教訓や知見を最大限に活用する。また、他の開発パートナーによる活動状況を調査し、本事業との整合性や今後の連携の可能性、教訓の反映等について整理する。

#### 4) 事業実施及び運営・維持管理体制の検討

<sup>3</sup> 成果指標案については、プロポーザルで提案し本検討に含める。

<sup>4</sup> 基準案についてはプロポーザルで提案すること。

<sup>5</sup> 上記5. 実施方針及び留意事項に従って対象を絞り込んだ機材計画案をプロポーザルで複数提案する。

PCDに関わる組織・運営体制、法制度、権限、財務状況（直近5年間程度の予算とその執行状況等）、消防力の整備指針、車両及び資機材の更新計画、人員・車両・資機材の配置状況、災害統計、消防戦術及び技術レベルについて確認し、本事業で整備する消防機材の運営・維持管理に必要な予算、人員体制、施設を検討する。

また、運営・維持管理上の課題（技術面、修理コスト面、修理資材調達面、制度面）がある場合にはこれを整理し、必要な初期操作指導、運用指導、ソフトコンポーネントについて検討すると同時に、実施機関の人員が対応可能な改善策を分析する。

#### 5) 機材計画調査

本事業の実施に際し、既存の消防機材の現状を把握するために以下の情報を収集すると共に、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。その際、日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合には、積極的に活用する。

- パレスチナ全域の消防機材更新・整備計画、全体機材構成・消防署連携の状況
- 要請機材の優先順位、妥当性及び必要な仕様レベル
- 現有機材と調達機材の共存バランス及び整合性
- 要請機材の具体的利用・メンテナンス計画
- 過去に無償資金協力事業で整備された車両の活用及び維持管理状況
- 排出ガス規制等の最新関連法令及びその認定に係る手続き

#### 6) 対象地域の状況調査

本事業の対象地域、整備機材の選定に際して必要となる以下の情報を収集し、本事業の目的に即して妥当性・必要性の高い協力サイトの絞り込みを行う。特に、整備車両が格納可能な車庫の準備等、先方負担事項の不履行が発生しないよう、現有の消防署における車庫等は重点的に確認すること。

- 対象地域の特性（人口、市街地面積、主要産業・施設、自然環境条件、政治体制、道路、医療機関など）の調査
- 災害・事故の状況（災害統計、件数、原因、種類、規模、通報後到着時間など）確認
- 対象地域の消防署インベントリー調査（業務内容、現有機材・仕様、予算、人員体制など）
- 維持管理体制の確認（予算、人員、組織体制、教育・訓練、技術レベル、点検頻度、メンテナンス工場へのアクセスなど）
- 消防署車庫等の確認（規模、維持管理体制など）
- 水利状況（消火栓及び防火水槽の整備比率等）及び水質の確認

#### 7) 調達計画調査

資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。その際、以下の各点に留意の上、調達上の留意事項をとりまとめ、調達・据付に関する日本側、先方の負担事項区分の明確化を行うと共に、以上の点を踏まえた調達方針及び調達計画の検討を行う。



- 第三国調達の可能性の調査
- パレスチナ自治区内及び第三国における輸送状況の調査
- 第三国（イスラエル）を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの確認（選挙が実施された場合の影響を含む）
- スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制について最新調達事情の確認

8) ソフトコンポーネントに係る計画の策定

ソフトコンポーネントなどの技術支援の必要性に係る検討及び提言を行う。なお、ソフトコンポーネント実施を提案する場合は、交代勤務である消防士への研修など現地の事情を考慮して検討、提言する。

9) 相手国側負担事項に係る検討・協議

上記第6条（9）に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

10) 税金情報等の収集・整理

上記第6条（10）に記載の事項を踏まえ、必要な検討・協議を行う。

11) 対象消防拠点・整備機材の優先順位、事業規模の複数案の検討及び協議

上記の機材計画調査・対象地域の状況調査・調達計画調査の検討結果を踏まえ、対象消防拠点・整備機材の優先順位、それに基づく事業規模にかかる複数案を提示。パレスチナ側政府、先方実施機関と協議の上、合意する。

12) 事業の成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

事業効果測定に必要な指標にかかるベースライン調査を行い、事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、事業完成後約3年を目途とした目標値を設定する。

13) 第一次現地調査内容の整理

第一次現地調査での調査内容について整理し、パレスチナ側関係者とのミニッツのとりまとめに協力するとともに、調査事実について確認すること。

(3) 第一次国内解析

1) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業の成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討を行うとともに、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

2) 事業内容の計画策定（概略設計）

現地調査結果及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。第一次現地調査帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針の要約

をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

① 計画・設計の基本方針

② 基本計画（機材の基本的仕様）

現地調査結果及び前項を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

1) 機材計画：教育計画、施設計画、設備計画に基づき、その必要性を検討の上、経済的かつ効率的な計画を作成する。

③ 概略設計図

④ 調達計画

1) 調達方針

2) 調達上の留意事項

3) 資機材等調達計画（搬入経路、現場での資材管理方法等を含む）

4) 実施工程（資機材調達に要する期間等を考慮）

3) 事業及び協力対象事業の概略事業費

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を、下記項目を参照して積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上でJICAに対しその内容を説明し、確認を得ることとする。また、機材については、入札に対応できる精度を確保すること。

① 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの「機材編」を参照すること。

② 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

③ 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

1) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

2) 工事量変動にかかるリスク

3) 自然条件にかかるリスク（洪水等）

4) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

5) 治安状況にかかるリスク

4) 事業の対象機材の運営・維持管理計画策定及び留意事項の提言

本事業のパレスチナ政府による運営・維持管理の計画を整理し、その実現可能

性について十分検討する。また、その概算費用を算出するとともに、パレスチナ政府側の準備及び実施段階における留意すべき事項を取りまとめる。

5) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

6) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(4) 概要説明調査

1) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をパレスチナ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、事業実施におけるパレスチナ側負担事項、維持管理体制の整備、環境社会配慮など、パレスチナ側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、概略設計概要書及び機材仕様書（案）の内容についてパレスチナ側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ、事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる

(5) 国内整理

1) 準備調査報告書等の作成

パレスチナ政府への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書、概要資料に必要な付属資料、ならびに技術協力案件詳細計画報告書を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料に必要な付属資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）に従った内容とする。

## 第8条 成果品等

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。すべての報告書は事前にドラフトを JICA へ提出し、JICA からの確認を取った上での提出とする。また、すべての報告書はデータでも提出することとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| (1) 業務計画書        | : 和文 1 部             |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 1 部<br>: 英文 2 部 |

- (3) 現地調査結果概要 : 和文 1 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 1 部  
: 英文 2 部
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
- (6) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 5 部及び CD-R 2 枚  
: 英文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 2 枚
- (7) 機材仕様書 : 和文 2 部  
: 英文 2 部
- (8) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (9) 進捗報告書初版  
(Project Monitoring Report) : 準備調査報告書に含めること
- (10) 免税情報シート : アップデート版をデータにて提出

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル 機材編」(2019 年 10 月改訂) を、その他については「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」(2015 年 4 月改訂版) を参照することとする

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公表用簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。

注 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また英語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成すると共に、必ず校閲を受けること。特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## (2) その他の提出物

### 1) 議事録等

現地調査時に、パレスチナ政府関係者との間で重要な協議、事実の確認等を行う場合には、パレスチナ政府との間で認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録等に取りまとめ、JICA に対しても速やかに提出すること。

### 2) パレスチナ政府への提出文書

パレスチナ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

3) その他

JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（発注者が指定する様式により A4 版 4～5 枚以内）にとりまとめ、会議開催日を含め 3 営業日以内に JICA に提出すること。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出すること。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	類似案件の既存資料・情報の活用	第6条 実施方針及び留意事項 (3)類似案件の既存資料・情報の活用
2	成果指標案	第7条 業務(調査)の内容 (1) 国内事前準備 2)
3	対象消防拠点・整備機材の優先順位を検討する基準案	第7条 業務(調査)の内容 (1) 国内事前準備 3)
4	機材計画案	第7条 業務(調査)の内容 (1) 国内事前準備 5)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：消防分野における関連調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・調達監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／消防計画

➤ 消防車両計画／運営維持管理計画／積算2

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.40人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／消防計画）】

- ① 類似業務経験の分野：消防分野での各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国での業務経験
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：消防車両計画／運営維持管理計画／積算2】

- ① 類似業務経験の分野：消防車両・機材案件の計画業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国での業務経験
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2023年2月上旬から国内事前準備を開始し、2023年3月上旬から第一次現地調査を行う。帰国後に国内解析（JICAが積算審査に要する期間を含む）を行い、2023年8月中旬を目途に報告書案説明調査を行う。その後、2023年10月上旬までに概略設計概要資料、2023年11月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 13.74人月（現地：3.74人月、国内：10.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/消防計画（2号）
- ② 消防体制
- ③ 消防車両計画/運営維持管理計画/積算2（3号）
- ④ 調達計画/積算1

#### 3) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 内務庁消防・災害救急局 年次報告書
- 内務省消防・災害救急局 組織図
- 内務省消防・災害救急局 保有車両情報

#### 2) 公開資料

- 『パレスチナ ガザ地域消防機材整備計画基本設計調査報告書（1997年）』

[https://openjicareport.jica.go.jp/430/430/430\\_317\\_11361698.html](https://openjicareport.jica.go.jp/430/430/430_317_11361698.html)



- 『アルメニア共和国エレバン市消防機材整備計画基本設計調査報告書（2008年）』  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000244929.html>
- 『アルメニア共和国エレバン市消防機材整備計画事後評価報告書（2013年）』  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032101.html>
- 『モルドバ共和国消防機材整備計画準備調査報告書（先行公開版）（2022年）』  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12336285.pdf>

#### （４）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語↔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （５）安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所、駐日パレスチナ常駐総代表部等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

下表の区分で定額とある経費については、以下の金額を見積書に含めて計上してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額（消費税抜き）	区分	費用項目	
1	資料等翻訳費		1,150,000 円 （消費税抜き）	定額	直接経費	一般業務費

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。  
なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ソウル⇒テルアビブ  
東京⇒香港⇒テルアビブ

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

(ア) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(8) その他留意事項

パレスチナ内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料<sup>6</sup>では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価表

---

<sup>6</sup> 詳細は、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」  
([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)) 参照

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／消防計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	<b>8</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>消防車両計画/運営維持管理計画/積算2</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	